

令和元年第6回定例会会議録要旨

◆開催日時 令和元年6月28日（金） 午後3時00分開会

◆開催場所 国富町農村環境改善センター C会議室

◆出席委員 豊田暎光 木下正明 二上由美 海老原千浩 山本憲一

◆欠席委員 な し

◆出席職員（事務局） 大矢雄二 松岡徳 福嶋英人 中武瞳

◆会議録署名委員指名 木下正明

◆議 案 議案第24号 令和元年度準要保護児童生徒の認定について

◆教育長報告要旨（6月1日～6月30日行事実績）

①教育総務課

○6月14日（金）町議会招集

14日から19日まで6月の定例議会がありました。教育委員会関係については2名の議員から一般質問がありました。水元議員からは部活動と働き方改革ということで、中学校の部活動の時間外勤務等についての質問がありました。近藤議員からは以前もあったのですが、発達障害への対応ということで、発達障害への理解が十分ではないために、その子供の特性に応じた指導が十分できているのか、それから計画的・継続的な指導がなされているのか、このあたりは課長に、食育については所長に丁寧に答えていただきました。

○6月24日（月）学校支援訪問（八代中）

教育委員にも参加していただきましたが、県の教育委員会、教育事務所から4名、町から4名の合計8名で一人一人ゆっくりと授業を見て、県からは的確な個別のフィードバックを含めて指導がありました。

②社会教育課

○6月25日（火）国民文化祭・障害者芸術文化祭実行委員会

国富町の通算4回目の実行委員会でした。この会の実行委員長は副町長です。オリンピックが終わった来年の秋11月22日を中心に3つのイベントを行います。一つ目は、歴史上の人物井戸川伊兵衛の演劇の第2弾。二つ目はタイトルが「まちなか古墳体感ウォーク」で、歩きながら古墳をめぐっていくということで、一般のガイドに加えて、小中高校生のジュニアガイドも一緒になって、食も含めた古墳ウォークを開催します。

三つ目は国富アートプロジェクトで国富出身の書家の今井美恵子さんを含めての芸術体験等をやるということで進んでいます。

③学校給食共同調理場

○6月25日（火）学校給食運営委員会

各学校の校長・PTA代表者にお集まりいただき、学校給食費会計予算やそれぞれ給食について考えていらっしゃることを報告、意見交換を行いました。所長から、2回目の運営委員会のときに運営委員の方に給食を試食していただき話題を盛り上げていただきたいという提案があり、おそらく2学期には実際に試食をすることになると思います。

教育長 要点だけご説明いたしました。何かご質問・補足等ありましたらお願いします。
12日の高齢者国富大学の中央講座にはどなたが講師をされたのか町内の方ですので松岡課長から紹介をお願いします。

松岡課長 高齢者大学の中央講座で講師をしていただきましたのは、着物の生地でアロハシャツを作られている方ですが、竹田地区の藤本さんの講演でした。落語を独学で始められ、いろんな施設で披露されているようです。初めての講演ということで本人も少し緊張されておられましたが、高齢者の方にも好評でした。

◆議事要旨

議案第24号令和元年度準要保護児童生徒の追加認定について

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律に基づき、準要保護児童生徒を7月1日から認定するものです。

【別添資料を基に説明、審議】

【審議結果のとおり決定】

◆その他

◇行事予定について 各課行事予定表に基づき説明

◇子供たちの下校時の安全対策について

下校時に気をつけなければならないのが、交通安全と不審者等による犯罪被害の二つですが、小学校については警察や交通安全協会と連携して安全な交差点の渡り方などの交通ルールを教えたりしております。中学校では自転車の乗り方についての指導がなされております。それ以外でも先生方が途中まで見送ったり、地域のボランティアや保護者による見守り活動をしていただいたり、青パトで巡回もしていただいております。

不測の事件事故が全国的にみられますが、やはり家庭や地域との連携は大事であると思います。また、子ども自身が危険を感じたら大声で逃げるとかブザーを鳴らすといった具体的な逃げる行動や危機回避能力を育てていき、子供たちが自分自身で命を守る行動を身につけることも大事ではないかと考えております。（各学校の対応については、省略）

教育委員 各学校で下校のときに何人で帰るのかを把握はしているのでしょうか。学校側には帰り着くまでの責任があり、ここまで考えておかないといけないと思います。

1年生と6年生では帰る時間帯が違ってくるので、帰る時の人数を把握し、それに応じて、少人数で帰る子供たちの時間帯に重点的に青パトに回ってもらうようなやり方をしてくと効果的になるのではないかと考えます。

教育長 登校する際は集団登校ですが、下校のときの声かけ事案等への対応について、情報がありましたらお願いします。

大矢課長 声かけ事案や不審者情報につきましては、年間の特定の月にあるのではなく、年間を通して通報がありますが、最近の情報としては、坂の下をうろちょろする人がいるとか、カメラを持った人が家のドアベルを鳴らしてきたとかいう情報がありました。

◇学校支援訪問について

◇エアコン設置稼動について

◇学校に対する弁護士等からのアドバイス制度について

最近、保護者からの過剰な要求というのが増えてきていると思われまます。要求する保護者も緻密に調べているケースも増えています。それに対して法律のアドバイザーや弁護士に相談が出来るという制度が整備されていること聞きました。現在、県内ではスクールカウンセラー等の心理的なケアをするカウンセラーの配置はありますが、いじめ等があった場合の法的にアドバイスをくれる弁護士の配置がどのようになっているのでしょうか。

今からは、児童虐待防止法や親の体罰禁止法等により、先生方の指導も難しくなると思われまますので、子供の権利に詳しい弁護士等がアドバイスしてもらえると助かると思われまます。

教育長 関係機関との連携ということであれば、県教委や警察や児相といった機関と連携はしています。ただ学校では法的な問題を持ち込んでこられる場合もあるので、そこは県の教育委員会から法テラス等の紹介をしてもらう対応はありますが、それぞれの市町村で独自に弁護士を配置しているところはまますないと思われまます。

訴訟等の法的な問題が発生した場合は、学校が直接ということではなく、県教育委員会と相談し、町教育委員会が間に入って対処していくものと思われまます。

教育委員 配置までは難しい問題だと思われまますますが、法的事例があった時に弁護士等に相談することは可能ですか。

教育長 相談体制はできていますので、可能です。